



## 新制度で増える教育・保育の場

地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図ります。  
また、新たに「地域型保育」ができました。

### 幼稚園

3～5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための  
幼児期の教育を行う学校

#### 利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、  
園により午後や土曜日、夏休みなどの  
長期休業中の預かり保育などを実施。

#### 利用できる保護者

制限なし。

### 認定こども園

0～5さい



幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、  
地域の子育て支援も行う施設

#### 0～2さい

#### 利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

#### 利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、  
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

#### 3～5さい

#### 利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする  
場合は夕方までの保育を実施。  
園により延長保育も実施。

#### 利用できる保護者

制限なし。

#### 2つのポイント

①

3～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく  
教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、  
通い入れた園を継続して利用できます。

②

子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、  
子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

### 保育所

0～5さい



就労などのため家庭で保育のできない  
保護者に代わって保育する施設

#### 利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

#### 利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、  
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

### NEW

### 地域型保育

0～2さい



保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、  
0～2歳の子どもを保育する事業

#### 利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

#### 利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、  
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設  
(保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。

#### 4つのタイプ

①

#### 家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、  
少人数(定員5人以下)を  
対象にきめ細かな保育を行います。

②

#### 小規模保育

少人数(定員6～19人)を対象に、  
家庭的保育に近い雰囲気のもと、  
きめ細かな保育を行います。

③

#### 事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、  
従業員の子どもと地域の子どもを  
一緒に保育します。

④

#### 居宅訪問型保育

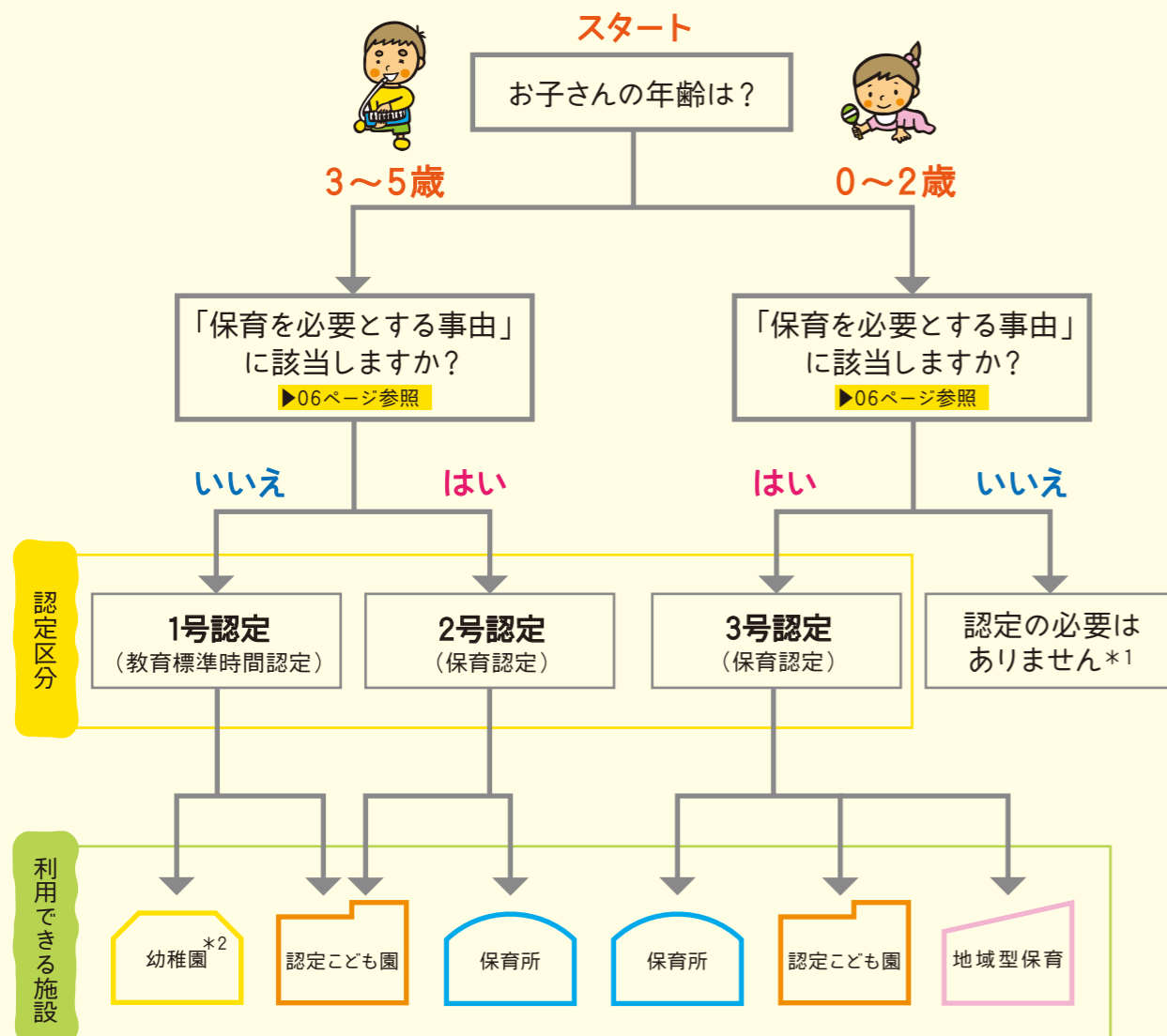
障害・疾患などで個別のケアが  
必要な場合や、施設が無くなった地域で  
保育を維持する必要がある場合などに、  
保護者の自宅で1対1で保育を行います。



## 認定について

施設などの利用を希望する場合は、お住まいの市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

### あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？



\*1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。▶09～10ページ参照

\*2 新制度に移行しない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

●共働き家庭でも幼稚園を利用したい場合は？ ➡ 共働きでも幼稚園での教育を希望される場合は、1号認定を受けることになります。

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定(2号・3号認定)に当たっては、以下の2点が考慮されます。

## 1 保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要です。

(黄色は新たに加えられた事由)

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



## 2 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- a 「保育標準時間」認定 ▶ 最長11時間(フルタイム就労を想定した利用時間)
- b 「保育短時間」認定 ▶ 最長8時間(パートタイム就労を想定した利用時間)

※保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48～64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。

●保育標準時間認定の場合、必ず11時間利用できるの？ ➡ 利用できる時間は、休憩時間や通勤時間も考慮し、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。(最長11時間)

[ 具体的な運用については、お住まいの市町村にご確認ください。 ]